

専門職業行為に起因する損害賠償請求について

被保険者またはその使用人と業務の補助者が行う以下の専門職業行為に起因する損害賠償請求は補償の対象外となります。

◎医療行為（注1）

◎あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等

◎身体美容または整形

◎獣医師が行う専門職業行為

◎栄養士・管理栄養士が行う専門職業行為（注2）

（注1）救急救命士法に基づいて救急救命士が行う傷病者を病院または診療所に搬送するまでの間に、その傷病者に対して応急処置を行う業務は対象となります。

（注2）医師の指導に基づく医療行為のみ対象外